

## 「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	観覧料等の減免																																
根拠条例等・条項	堺市立みはら歴史博物館条例第14条																																
所 管 課	文化観光局 歴史遺産活用部 博物館 学芸課																																
審 査 基 準	<p>(1) 堺市立みはら歴史博物館使用料等規則第6条  (2) その他観覧料の減免について、特別に許可を与えた証明書等を持参したとき。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">観覧料（1人1回につき）</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>個人</th> <th>20人以上の団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">常設展</td> <td>中学生以下の者、 65歳以上の者又 は障害者</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>上記以外の者</td> <td>200円</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別展</td> <td>中学生以 下の者、 65歳以 上の者又 は障害者</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>上記以外 の者</td> <td>500円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">企画展示</td> <td>中学生以 下の者、 65歳以 上の者又 は障害者</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>上記以外 の者</td> <td>300円</td> <td>240円</td> </tr> </tbody> </table>				区分		観覧料（1人1回につき）				個人	20人以上の団体	常設展	中学生以下の者、 65歳以上の者又 は障害者	無料	無料	上記以外の者	200円	160円	特別展	中学生以 下の者、 65歳以 上の者又 は障害者	無料	無料	上記以外 の者	500円	400円	企画展示	中学生以 下の者、 65歳以 上の者又 は障害者	無料	無料	上記以外 の者	300円	240円
区分		観覧料（1人1回につき）																															
		個人	20人以上の団体																														
常設展	中学生以下の者、 65歳以上の者又 は障害者	無料	無料																														
	上記以外の者	200円	160円																														
特別展	中学生以 下の者、 65歳以 上の者又 は障害者	無料	無料																														
	上記以外 の者	500円	400円																														
企画展示	中学生以 下の者、 65歳以 上の者又 は障害者	無料	無料																														
	上記以外 の者	300円	240円																														
標準処理期間	標準処理期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観覧料 即日</li> <li>・特別利用 10日間</li> <li>・ホール等の使用 10日間</li> </ul>																															
	標準処理期間 を設定できな い理由																																